

家事紛争の合意解決の促進と 台湾家事事件法

——調査報告を兼ねて——

二 宮 周 平*

1 中華民国民法の離婚制度

「はじめに」で言及した調査内容の紹介の前提として、まず台湾の離婚制度の概要を抑えておきたい。なお、以下では、台湾の法律の正式名称として、「中華民国民法」を用いる。

(1) 離婚の方法

① 合意離婚（中華民国民法1049条，以下民と略する）。合意離婚は書面により，2人以上の証人の署名を得た上で，戸籍機関へ届け出で，離婚の登記を行う（民1050）。② 裁判離婚（民1052）。10の具体的な離婚原因と（第1項），抽象的原因（第2項，第1項以外の重大な事由があり，婚姻を継続し難いとき）が定められている。③ 調停離婚と④ 和解離婚（民1052の2）。離婚が裁判所の調停や和解で成立したときである¹⁾。

(2) 離婚時の未成年の子を保護教養する権利義務²⁾

未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は，夫婦の協議により，一

* におみや・しゅうへい 立命館大学法学部教授

1) 『平26年版・戸籍実務六法』（日本加除出版，2013）の条文訳による。以下同じ。

2) なお中華民国民法は，離婚の際の財産の分配について，夫婦財産制の清算の問題として扱う（法定財産制として剰余共同制，約定財産制として共有財産制，別産制，民1004～1046）。離婚法には，損害賠償（民1056），扶養料の負担（民1057），財産の取戻し（民1058）の規定がある。

方または双方が共同してこれに任じ、協議不成立のときは、裁判所が、夫婦の一方、主管機関、社会福祉団体、その他利害関係者の請求によるか、または職権により、決定することができる（民1055条1項）。

また裁判所は、協議内容が子に不利である場合（同条2項）、権利義務を行使し、負担する一方が、保護、教養び義務を尽くさないか、子にとって不利な事情がある場合（同条3項）に協議を改めたり、義務の内容及び方法を決定することができる（同条4項）。さらに、未成年の子と親との面接交渉の方法及び期間を決定し、また面接交渉が子の利益を妨害するときには、変更することができる（同条5項）。

裁判所が上述の裁判を行うときには、子の最良の利益に従い、一切の事情を斟酌し、社会活動関係者（ソーシャルワーカー）の訪問報告を参考としなければならない（民1055の1条）。① 子の年齢、性別、人数及び健康状態、② 子の願望及び人格発展の必要性、③ 父母の年齢、職業、品行、健康状態、経済的能力及び生活状況、④ 父母が子を保護、教養する願望及び態度、⑤ 父母と子の間又は未成年の子とその他の共同生活者の間の感情状況である。また、父母が等しく権利の行使に不相当である場合には、子の監護人の選定、監護方法の指定、父母による扶養費用の負担・方法を命令することができる（同1055の2条）

なお2013年12月11日の法改正により、1055条の1の第1項6号に「父母の一方が未成年者の子に対する他方の権利義務の行使又は負担を妨げる行為の有無」、7号に「各民族集団の伝統的習俗、文化及び価値観」が加えられた。また第1項の本文が、「裁判所が前条の裁判をなすときは、子の最善の利益に従い、一切の情状を斟酌しなければならない、特に次に掲げる事項に注意しなければならない」とされ、第2項が新たに設けられた。第2項は、「前項の子の最善の利益の斟酌について、裁判所は、ソーシャルワーカーの訪問報告または家事調査官の調査報告を参考にすることができ、また嘱託により警察機関、税務機関、金融機関、学校その他の関連機関・団体または関連専門知識を有する適当な者が特定の事項について調査

を行った結果に基づき、これを認定することができる」である³⁾。

2 家事事件法の趣旨と内容～家事調停を支える仕組み

家事事件法の趣旨と内容等について、林秀雄氏（台湾・輔仁大学法律学院教授）、魏大喨氏（最高法院判事）にヒアリングを行った⁴⁾。何助理教授の論文が特徴と内容を明らかにしているが、若干の補足を行いたい。

第1に、強制調停について。何論文が指摘するように、家事事件法は、調停前置の範囲を拡大した。相手方のいない争訟性の乏しい事件類型についても、調停をする。調停の目的は、家事紛争の解決だけではなく、当事者の感情のもつれをほぐすなど、一種のカウンセリングのようなことまで行うことになった。そのため、遺産分割事案などでは、調停に6か月もかかったと、弁護士から不満が出ているとのことである。

第2に、家事調停委員の資格について。家事事件法は、ジェンダー平等意識、多元的文化の尊重意識を有することを明記する（32条）。その上で、家事調停委員の設置に関する規則があり、下記の資格の1つを有する者でなければならないとして、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医師、弁護士、元裁判官などがあげられている。

第3に、フレンドリーペアレント・ルール（善意父母原則）の採用について。父母が子を奪い合うことがあり、時には、訴訟前や訴訟中に子を隠したり、海外へ連れ去ったり、子の所在を告げないなどの不当な行為が行われることがある。これによって子と生活を共にする機会を得ることができ、親権者を定める場合の「継続性の原則」を満たそうとすることもあ

3) 改正法の内容と趣旨については、小林貴典氏（国立台湾政治大学法律学院博士課程）の翻訳による。なお第2項で、警察機関、税務機関、金融機関、学校その他の関連機関・団体または関連専門知識を有する適当な者が特定の事項について調査を行うことができることが前提になっているが、これは家事事件法17、18条で調査を嘱託することができる旨、規定されていることによる。

4) 通訳は、小林貴典氏、陳明楷氏（輔仁大学法律学院助理教授）にお願した。

る。そこで、1055条の1の第1項6号に「善意父母原則」を導入した。父母のどちらが友好的であるかを裁判所に斟酌、評価させ、親権を定める判断根拠の1つとした。面会交流の妨害なども、上記原則の導入により、親権者変更の申立て理由になる。

第4に、DV事案への対応について。家庭内暴力防止法があり、家庭内暴力を行った者に親権を帰属させることは、子の利益に適さないという推定規定がある。面会交流については、面会交流センターにおいて、ソーシャルワーカー監督の下に行われることになる。面会交流センターとしては、「放心園」という民間団体の施設がある。

第5に、国際的な子の奪取事案について。台湾は国際的な子の奪取の民事的側面に関するハーグ条約を批准する資格がないが、案件は、通常の家事法廷で対応する。子の引き渡しを命ずる外国の判決は自動承認されるので、外国の判決の執行については問題が生じることはないと言われる。

以上のように家事調停の機能の変化は家事調停委員の資格についても影響する。他方、調停において当事者の合意形成を促進するためには、実体法の裏付けが不可欠である。善意父母原則が親権者の定めや面会交流の合意形成に影響を与えることが予想される。また監督付面会交流を実施しており、子の安全を確保をする制度が構築されていることにも注目したい。

3 家事事件法の運用～合意解決の促進

新北地方法院少年・家事法廷を訪問し、林春長氏（同法院少年・家事法廷長）及び5名の裁判官（張俊琪、劉大衛、郭光興、毛崑山、許映鈞各氏）と座談会形式で質疑を行ったので、その内容を紹介する⁵⁾。

(1) 面会交流の合意形成とその実施

調停や和解の中で面会交流の時間、場所、方法などを合意する。合意が

5) 通訳は、小林貴典氏にお願いした。

できない場合や細かい部分で争いがある場合には、裁判所が審判で定める。DV ケースなど高葛藤の場合には、裁判所が定める必要性が高い。父母が面会交流や監護権について誤解している場合もあるので、調停委員から当事者に対して、この点について正確な理解を促していく。

(2) カウンセリングの活用

当事者と子との間のコミュニケーションのあり方をカウンセリングによって気づいてもらうこともある。カウンセリングはカウンセラーが行う。裁判所内に「家事サービスセンター」が設けられ、新北市の衛生局から心理カウンセラーを派遣してもらい、週に2回、裁判所内でサービスを提供している。

カウンセリングは、調停が不成立となり、裁判所の審理が始まり、裁判官が和解を勧めるのだが、なお和解が成立しないといった段階で行う。まず裁判所が夫婦の紛争の状況を把握して、当事者がカウンセリングを受けたい希望があるかどうかを確かめることから始まる。裁判官がカウンセリングの必要性があると判断した当事者には、長所を説明したりして、できるだけカウンセリングを受けよう促している。次に裁判官から、カウンセラーに対して紛争の状況、カウンセリングを通じてどういう方向に導いて欲しいのかなど資料を提供する。紛争解決と子の保護に向けてカウンセラーに手伝ってもらう。

まだカウンセリングが行われる事件数は少ないし、和解成立の割合もそれほど多いわけではないが、夫婦の感情的な対立を調整し、子の利益に目を向けさせ、当事者が問題がどこにあるのかを自分で明確に理解できるようになるという意義はあり、当事者の将来の生活にとって助けになるように思われる。

(3) 子の意思の把握

台湾には家事調査官制度がなかった。2013年に6名採用されたが、全員、高雄に配属された。家事調査官のいない家事法庭では、社会福祉の行政機関や民間団体に嘱託して、ソーシャルワーカーに子の意見や希望を調べてもらい、報告書を出してもらう方法で対応している。裁判官が直接、

子どもの声を聴くこともできるので、新北の家事法庭では、「親子コミュニケーション室（面談室）」を設け、法廷ではなく、この面談室で子の意思を把握することができるようになった。

調査報告を通じて、子どもの恐怖や不安の原因や父母のどちらをより恐れているかなどの点も含めた子どもの内心の真意を裁判官に伝えてもらう。その上で、裁判所内で子の願望や意見を聴取する際には、子が恐怖心をいだいている場合等、裁判官が必要と考えたときには、ソーシャルワーカーの立会いを求めることができる。ソーシャルワーカーの派遣方法は、上述の訪問報告の場合と同じである。有名な民間団体として「善牧基金会」の「子羊の家」がある。立会いのために裁判所に来る前に、子どもの所を訪問し、信頼関係を作った後に、子と一緒に出廷してくれるので、子の恐怖心を和らげることができる。またソーシャルワーカーの他に誰を立ち合わせるべきでないかについて判断を行う。

(4) 面会交流などの履行確保～促談会議（コミュニケーション式法廷）

面会交流が履行されない場合には、日本と同様、履行勧告、間接強制が用いられるが、特徴的であるのは、家事事件法で新たに設けられた履行勧告の一態様として、促談会議という再協議の場があることである。裁判官、カウンセラーやソーシャルワーカーの資格のある調停委員、当事者が集まって、なぜ履行ができないのか原因を話し合い、履行に関する新たな合意を促し、債務者が自ら進んで履行できるようにする。まだ始まったばかりであり、申立て件数はそれほど多くない。この取り組みが可能になったのは、何論文が指摘するように、家事事件法が、調停、家事訴訟、家事非訟、履行確保と執行を一括して規定し、家事裁判所あるいは地方法院家事法庭が管轄したことによる。

(5) 親教育の取り組み

新北地方法院家事法庭でのヒアリングによれば、全離婚の87%くらいが協議離婚であるとのことである。親権者、養育費、面会交流を定めなくても協議離婚ができる。家事調停、和解、審判に進めば、上述のような子の

利益を尊重した解決を志向できるが、協議離婚では当事者が上記の事項について合意することが当事者の任意に委ねられている。そこで、義務的な親教育の可能性について、国家科学委員会からの委託研究が始まっている。親教育を受けたことを協議離婚の要件とするもので、父母が親教育を受けることで、親権者の定め、面会交流などの協議と合意形成を可能にすることをねらっている。

(6) 家事調停の実情

同じ裁判官が調停と審判を担当することが多い。調停は、調停委員が主に関わり、裁判官は、調停が成立しそうな時に内容の確認をする程度であり、不成立の場合にはほとんど関与しないため、心証形成上の問題は事実上、生じていない。

調停には4か月という目安の期限があり、4か月を過ぎても調停を続けたい場合には、さらに4か月延長することができる。この期限が来る頃に、裁判官が調停期日に参加して進行を確認することがあり、紛争の所在を認識することになる。

調停は同席調停が原則である。別席調停をすると、当事者の一方が調停委員と何を話していたのか心配するため、原則、別席調停はしない。当事者の真意を聞き出すために別席調停が必要な場合には、他方当事者の同意を得て別席にする。

調停不成立で審判に移行した後、裁判官は和解を試みることもできるし、再度調停に付することもできる。

(7) DV 事案への対応

家事裁判所あるいは地方法院内にDV相談センター〔家庭暴力事件服務処〕が設置されている。新北地方法院では、4人のソーシャルワーカーがおり、随時、相談、被害者のカウンセリング、法廷への付き添いなどのサービスを提供している。前述の家事サービスセンターに派遣された専門家の相談やカウンセリング、子の意思の把握のためのソーシャルワーカーへの調査委託など、裁判所が外部の専門機関と連携して、当事者のかかえ

る問題に対応する仕組みであり、その典型例が法院内に置かれた DV 相談センターである。

(8) 手続監護人

7歳以上の子も身分関係・人身関係の事件について、ある程度の能力があることを前提に、制限行為能力者と法定代理人の利益が衝突するような場合やある程度能力のある人の利益を認める必要がある場合に、手続監護人(条文では「監理人」)が選任される。手続監護人は弁護士に限られない。各弁護士会、ソーシャルワーカーの団体が作成した候補者リストからケースに応じて選任する。費用・報酬については規則がある。なおソーシャルワーカーが選任された場合には、ケースワークの手法を用いて、誰が離婚後の親権者・監護者になるのが適しているのかなどを調査することが主になってしまい、本来の法的な手続の援助という役割が果たせないことが問題となっている。

以上のように、家事事件法は、当事者の合意による解決への志向が高く、調停前置もその一環として位置づけられ、調停での合意形成を促すさまざまなサポートが始まっている。カウンセリングの導入、ソーシャルワーカーや家事調査官による子の意思の把握、親子コミュニケーション室(面談室)や促談会議用法廷の設置、監督付面会交流センターなどである。家事調停の期間目安を設けること、同席調停原則、各専門機関との連携など日本においても参考になること、示唆的なことが数多い。日本の制度を導入してきた台湾や韓国で、ある意味で日本よりも先進的な取り組みがなされていることに注目したい⁶⁾。台韓日の経験交流が進むことを期待する。

6) 韓国の法制では、離婚意思確認の申請をし、親教育を受けてから3か月以内に、親権者、主たる養育者、養育費の分担、面会交流の実施方法を協議しなければ協議離婚ができないという制度が注目される(紹介として、犬伏由子・宋賢鐘「韓国法における親の離婚と子の養育について～子の利益(福利)を実現するシステムの構築に向けて」法学研究86巻1号(2013)155～182頁、二宮周平「別居・離婚後の親子の交流を支援する仕組みの追求～韓国・カナダ調査を参考に(1)」戸籍時報708号(2014)7～12頁など)。